

奥州市告示第 292 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 12 月 17 日

奥州市長 小沢 昌記

1 都市計画の種類

都市施設（道路）

2 都市計画を変更した土地の区域

奥州市水沢字小石田から奥州市水沢佐倉河字石橋まで（別紙図面のとおり。）

奥州市水沢字久田から奥州市水沢佐倉河字前田中まで（別紙図面のとおり。）

奥州市水沢上姉体七丁目から奥州市水沢字見分森まで（別紙図面のとおり。）

奥州市水沢羽田町字森から奥州市水沢羽田町字窪田まで（別紙図面のとおり。）

3 縦覧場所

奥州市江刺大通り 1 番 8 号

奥州市江刺総合支所都市整備部都市計画課

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。